

# Vervento 京都 F.C.OB 会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、Vervento 京都 F.C.OB 会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、Vervento 京都 F.C.の事務所とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、Vervento 京都 F.C.の卒団生を中心とした組織とし、会員相互の親睦を計り、Vervento 京都 F.C.の振興に努める。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深め、Vervento 京都 F.C.の振興に努める事業。
- (2) 地域のサッカー文化の振興と増進
- (3) その他本会の目標達成に必要な事業。

## 第3章 資産および会計

(会計)

第5条 この会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費 (2,000 円/卒団生)
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(事業年度)

第6条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この会の計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前までに、会長が作成する。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、代表会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支報告

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類を事務局に5年間備え置くものとする。

## 第4章 会員

(会の構成)

第9条 この会は Vervento 京都 F.C.の卒団生及びその家族で構成される。

(経費の負担)

第10条 会員はこの会の事業に経常的に生じる費用に充てるため、会員になる時および記念周年度に会費を支払うこととする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) この規約その他の規約に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第12条 この会に、次の役員を置く。

(1) 各期生の中で代表・副代表を置く。

(2) 代表のうち1名を Vervento 京都 F.C.OB 会の会長とする。また、会長の他に副会長、会計、庶務を置く。

(役員任期)

第13条 役員任期は、選任後2年とする。連続して役員に就くことは出来ない。

- 2 第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第14条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った時。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

## 第6章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員選任又は解任
- (2) 収支報告の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他総会で決議するものとして、この規約で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第18条 総会は、代表会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第20条 総会の決議については、出席した過半数をもって行う。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した役員から総会において選定された議事録署名人2名以上、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 代表会

(設置)

第22条 この会に総会の下部組織として代表会を置く。

- 2 代表会は、すべての代表をもって構成する。

(権限)

第23条 代表会は、次の職務を行う。

- (1) この会の事業報告及び決算の承認
- (2) 会長・副会長・庶務及び会計の選定及び解職
- (3) 総会の招集

(開催と招集)

第24条 代表会は、必要な時に会長が招集して開催し、議長は会長又は会長が指名した者が当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が代表会を招集し、議長を務める。

(決議)

第25条 代表会の決議については特別の利害関係を有する代表を除く代表の過半数をもって行う。

(議事録)

第26条 代表会の議事については、議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した代表から代表会において選定された議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この会は、総会の決議により解散する。

第9章 設立年月日

(設立年月日)

第29条 この会は2015年7月11日に設立。